函館市介護予防教室事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第 115条の45第1項第2号の規定に基づき、介護保険第1号被 保険者が、要介護状態または要支援状態となることを予防すると ともに、地域において自発的な介護予防に資する活動を実施する 契機となるために行う介護予防教室事業(以下「事業」という。) の実施について、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老 発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に定めるもののほか、 必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、函館市とし、事業の全部または一部について、市が適当と認める者に対し、その実施を委託できるものとする。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は,要支援者および要介護者ならびに市が実施する介護予防・生活支援サービス事業対象者を除く,市内に住所を有する65歳以上の介護保険第1号被保険者とする。

(事業の内容)

- 第4条 事業の内容は、次のとおりとし、集団的・通所形態で実施 するものとする。
 - (1) 転倒骨折予防教室
 - (2) マシントレーニング教室
 - (3) 水中運動教室
 - (4) 認知機能低下予防教室
 - (5) 口腔機能向上教室

(事業の実施場所)

第5条 事業の実施場所は、受託者が確保し、安全であり、かつ、 事業利用者一人に対するスペースが十分確保できる場所である ものとする。 (事業の実施体制)

- 第6条 事業を実施する受託者は,介護予防の知識や経験を持つ従 事者を配置するものとする。
- 2 受託者は、事業の実施にあたり、事故防止に十分注意を払うと ともに、事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備する ものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。